

木造住宅耐震診断者派遣事業

木造住宅耐震診断者派遣事業とは

旧建築基準法で造られた町内の木造住宅に対し、町が耐震診断者を派遣して耐震診断をすることにより地震に対する建物の安全性の確保・向上を図ります。住まいの弱点を知り、現在の生活の仕方や建物の利用の仕方を見直すだけでも、災害が起こったときの結果は大きく違ってきます。地震対策の第一歩となる耐震診断をぜひ受けてみて下さい。

対象となる建物

- ①旧建築基準法により建築されたもの
※昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上）
- ②平屋建て又は2階建てのもの
- ③在来軸組工法で建築したもの
※在来軸組工法とは、柱、梁等の主要構造物が、木造の軸組によってつくられたものをいいます。プレハブ、パネル工法は非該当です。

耐震診断者派遣の申し込みができる方

- ①対象住宅の所有者かつ居住者
- ②町税の滞納がない者



派遣に必要なお金は？

耐震診断に要する費用は町が負担します。ただし、診断者の交通費（1,000円）については申込者の負担になります。

耐震診断者派遣の申込期間

令和7年4月14日（月）～9月30日（火）

※この診断は、建物の耐震性の有無について診断するもので、耐震改修の方法について判断するものではありません。